

川崎市立病院医療安全対策委員会要綱

昭和58年4月1日

(目的及び設置)

第1条 川崎市立病院の医療安全対策に関する問題を協議するため、川崎市立病院医療安全対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 医療安全対策の推進に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、病院事業管理者をもって充てる。また、副委員長は、病院局長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員会の委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(招集)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(事務局)

第5条 委員会に、必要な事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 3 事務局は、病院局総務部庶務課長が総括する。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、調査審議事項について必要と認めるときは、関係者の出席を求めその説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、病院局総務部庶務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和63年10月26日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 1 4 年 6 月 2 8 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 3 月 2 6 日 2 0 川病経第 4 5 3 号）

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 3 月 2 6 日 2 1 川病総庶第 2 1 4 2 号）

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 3 月 3 0 日 2 3 川病総庶第 1 9 3 2 号）

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

川崎病院	病院長
	医療安全管理室長
	事務局担当部長 [総務調整]
	医療安全管理室担当部長
	医療安全管理室担当課長
井田病院	病院長
	医療安全管理室長
	事務局長
	医療安全管理室担当課長 [医療安全管理]
	医療安全管理室担当課長 [医療事故調整]
多摩病院	病院長
	医療安全管理対策室長
	事務部長
	医療安全管理対策室師長
病院局	総務部長
	経営企画室長

別表第2（第5条関係）

川崎病院	事務局庶務課長
井田病院	事務局庶務課長
多摩病院	事務局総務課長
病院局	総務部庶務課長
	経営企画室担当課長 [経営企画]
	経営企画室担当課長 [多摩病院運営管理]